

令和3年度 第2回
みどり市入札監視委員会 会議審議概要

開催日	令和3年12月24日（金）	
開催場所	みどり市役所 笠懸庁舎 第1会議室	
出席委員	石原栄一委員長、天川洋副委員長、植木誠委員	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日	
抽出案件	件数	<p>（備考）</p> <p>報告第1号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき、入札方式別発注工事等総括件数及び契約金額並びに入札契約運用状況等について、事務局から説明。</p> <p>報告第2号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出委員である石原委員長から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>【抽出結果報告】</p> <p>抽出においては、①落札率、②執行方法の別、③担当所属の別、④応札の状況（入札辞退、失格など）、⑤工事等の種別、⑥過去の抽出状況、⑦その他（落札金額、くじ執行など）の状況を考慮した。</p> <p>議案として、令和3年度上半期発注工事等の審議について、担当課長等から工事等の概略を説明した後、次のとおり審議が行われた。</p> <p>審議概要については別頁のとおり。</p>
条件付き一般競争入札	3	
指名競争入札	4	
随意契約	1	
合計	8	
委員会による意見の具申内容	<p>本来であれば当初設計に含めるべきものを、設計変更や別発注などで対応している状況が散見されます。当初の段階で内容を精査し、発注内容の全体像を把握するよう努めてください。</p> <p>また、指名業者選定にあたっては、入札のあり方をゆがめてしまうようでは好ましくないと考えます。辞退者が生じないよう、入札を取り巻く状況をよく見て取り組むよう務めてください。</p> <p>今後も、更なる競争性の確保、透明性を確保した中で入札が適正に執行されるよう、一層の研究をお願いしたい。</p>	

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
<p>1. 工 事 名：市道笠懸 4116 号線排水路整備工事（第 2 工区） 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：土木一式工事 契約金額：35,717,000 円（税込）</p>	
<p>最低制限価格での落札は最安価で契約できた半面、多数の者が同額で並んだことについて、競争面としてどのように評価していますか。</p>	<p>経費面で業者間の差が出ており、企業努力と考えています。 本市最低制限価格は事前公表しており、入札金額が当該価格に誘導されている傾向があることから、検討しているところです。</p>
<p>設計変更はありましたか。あったとすれば、その規模は。 大幅な設計変更は最低制限価格の前提が崩れるものと考えます。</p>	<p>現在施工中であるため確定ではありませんが、支障物による施工への影響から小規模ではあるが変更が生じる見込みです。</p>
<p>同額で多数の応札があるということは、需要が多いということだが、工事発注の需給バランスについてどのように考えていますか。</p>	<p>年間工事量の平準化を図りながら、需給バランスを見ていきたいと考えています。</p>
<p>入札は適正に執行されたと判断できますが、通常と異なる事態が発生している場合には、どこかに問題が無かったのかということの再検証を実施されたい。</p>	<p>—</p>
<p>2. 工 事 名：市道笠懸 3151 号線排水路新設工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：土木一式工事 契約金額：42,944,000 円（税込）</p>	
<p>一般競争入札にも関わらず辞退が発生しているが、理由は把握していますか。</p>	<p>予定価格に対して積算が合わなかったと聞いています。</p>
<p>工事内容において二次製品が占める割合が多かったように思うが、設計積算はどのようにしているのですか。 また、設計を検算する体制はありますか。</p>	<p>設計はコンサルに委託し、積算は直営で行っています。 担当が積算をし、課内で検算を行っています。</p>
<p>一般競争入札の事後審査方式とはどのようなものですか。</p>	<p>入札参加資格要件の適合についての審査を、落札候補者のみに対して開札後に行うものです。</p>
<p>競争性について疑問が残りますが、入札は適正に執行されたと判断します。</p>	<p>—</p>

<p>3. 工 事 名：市道笠懸 1312 号線道路改良工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：土木一式工事 契約金額：25,124,000 円（税込）</p>	
<p>辞退理由は把握していますか。</p>	<p>技術者が足りない、予定価格に対して積算が合わなかったと聞いています。</p>
<p>設計変更はありましたか。</p>	<p>現在施工中ですが、新設校付近のためグリーンベルトを追加する等の安全対策での変更を予定しています。</p>
<p>設計変更はまれに生じるものなのか、それともしばしば生じるものなのでしょうか。</p>	<p>施工中において、当初想定できなかったものに対し、まれに生じるものです。</p>
<p>工事の全体を把握してないため変更が多いのではないのでしょうか。 当初設計がしっかりしていないのは、適正な入札かどうか以前の問題と考えます。</p>	<p>—</p>
<p>当該工事の予算措置は箇所予算か、全体予算の一部でしょうか。</p>	<p>各工事毎に概算を出し、合計して全体予算としています。</p>
<p>競争性について疑問が残りますが、入札は適正に執行されたと判断します。</p>	<p>—</p>
<p>4. 工 事 名：サンレイク草木無圧式温水機・給水ポンプ更新工事 入札方式：指名競争入札 工 種：管工事 契約金額：5,139,200 円（税込）</p>	
<p>数者が辞退をしています。辞退理由は確認していますか。 また、失格者の失格理由は。</p>	<p>辞退については積算が間に合わないという理由を聞いています。失格については入札書不着によるものです。</p>
<p>指名業者の選定はどのようにしているのですか。</p>	<p>みどり市請負業者選定委員会において選定しています。</p>
<p>失格者は終始一貫して応答が無かったのですか。</p>	<p>電子入札システムにおいて、被指名者が指名通知を確認したかどうか分かりますので、指名通知発送後一定期間未確認の状況が続いている場合には、電話連絡をしています。</p>
<p>みどり市の辞退率は他市と比較してどうか。</p>	<p>高いように感じています。</p>
<p>辞退が多いことから、発注内容や施工において特定の業者が有利になるような状況は無かったのでしょうか。</p>	<p>指名業者全者が等しく対応できるものと考えています。</p>
<p>入札は適正に執行されたと判断できますが、辞退が多く競争性に疑問が残る入札だったと感じます。</p>	<p>—</p>

<p>5. 業 務 名：社会資本整備総合交付金事業 下水道管渠実施設計業務(3-312-1) 入札方式：指名競争入札 業 種：土木関係建設コンサルタント業務 契約金額：5,808,000 円（税込）</p>	
落札業者と本市との契約実績は過去にどのくらいあるのでしょうか。	昨年度に1度実績があり、今回で2回目となります。
落札率が非常に低いですが、成果品の品質等をどのように評価していますか。	特に問題はなく、成果品についても非常に良い仕事をしてもらったと感じています。
他と比較して落札者が極端に安価であることの理由はどのように考えていますか。	落札者は大手で、本市以外の受注もあることから安価で受注できる体力もあると思うので、受注量を増やしたい、実績を増やしたいなどの考えもあるのではないかと思います。
入札は適正に執行されたと判断します。	—
<p>6. 工 事 名：社会資本整備総合交付金事業 市道笠懸 2091 号線管渠埋設工事(3-311-9) 入札方式：指名競争入札 工 種：土木一式工事 契約金額：6,523,000 円（税込）</p>	
辞退理由は把握していますか。また、失格の理由は。	本件については、辞退比率としては高くないため辞退理由の聞き取りはしていません。失格については入札書不着です。
辞退の多少に関わらず、辞退の理由を分析して今後の発注への参考としていくことが肝要だと思います。	—
指名業者の企業実態が発注内容に適合していないのではないですか。	入札参加資格者による登録工種を基に選定しています。業者が受注希望工種として登録している以上、実績や企業実態に重きをおいて選定することで、業者の新規開拓の機会を奪うことにも繋がりにかねません。 登録業者の新規開拓による受注を期待するとともに、受注機会均等を図っているところです。
入札は適正に執行されたと判断します。	—

<p>7. 工 事 名 : 鹿団地E棟屋根・外壁改修工事 入札方式 : 指名競争入札 工 種 : 建築一式工事 契約金額 : 5,390,000 円 (税込)</p>	
<p>辞退理由は把握していますか。</p>	<p>技術者が足りない、予定価格に対して積算が合わなかったと聞いています。</p>
<p>入札は適正に執行されたと判断します。 ただし、辞退が多い、くじでの落札決定が多いことは、入札が期待する競争が機能していないとも考えられますので、発注内容に誤りがないかどうかを、その都度十分に検証してください。</p>	-
<p>8. 工 事 名 : みどり市立笠懸西小学校(仮称)新築建築付帯工事 入札方式 : 随意契約 工 種 : 建築一式工事 契約金額 : 239,800,000 円 (税込)</p>	
<p>官設計は誰の見積によるものですか。随契理由のうちの本体工事施工者が施工することで経費削減できるという根拠はどういったものでしょうか。</p>	<p>新設校の基本設計・実施設計の設計者が見積を行ったものを基に群馬県建設技術センターへ設計委託を行い、官設計をしたものであり、適切なものだったと考えています。 群馬県建築工事積算要領に基づき、2,300万円超の経費削減を反映した官設計で発注しました。</p>
<p>なぜ当初の本体工事に含めずに付帯工事としたのですか。工事の全体計画として、そもそも本体工事施工者へ付帯工事として発注することが既定路線だったのですか。</p>	<p>当初の本体工事は令和2年度に契約しましたが、付帯工事にかかる内容は財政上有利な起債が使えたことから、令和3年度に付帯工事として発注しました。</p>
<p>瑕疵担保責任不可分に関しては法律家に相談はしましたか。</p>	<p>していません。</p>
<p>瑕疵担保責任不可分が特命随契の理由であれば、最初から相手が決まっていたと考えられないでしょうか。</p>	<p>そのようには考えていませんでした。</p>
<p>議会議決を要する契約でしたが、議会からの意見等がありましたか。</p>	<p>設計変更で対応できなかったのか等の意見があったと認識しています。</p>
<p>随意契約は、より一層の透明性が求められ、明確な理由が必要だと考えます。取って付けたような理由では不正が生じる可能性もあり、当該随意契約については適正に執行されたという判断は出来ません。</p>	-